

個人向け国債の初回利子調整額の廃止について

1. 初回利子調整額の廃止

今般、財務省により個人向け国債の利子計算方法が見直しされ、初回の利払日にはお客様が実際に保有した期間に応じて利子が支払われることとなることから、初回利子調整額が廃止されます。

初回利子調整額が廃止されるため、販売時にお客様からお預かりする金額は常に額面金額と同額となります。

2. 初回利子調整額の廃止実施時期

平成28年5月16日発行分（募集期間平成28年4月7日～28日）より

お問い合わせ等は、下記までお願いします。

巢鴨信用金庫 業務部 資産運用

0120-65-0071

(平日9:00～17:00)

以 上